

取扱う産業廃棄物について

1. 産業廃棄物の処分業としては、リサイクル可能な次の産業廃棄物を取扱っています。
 - 1) 産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず及び前記廃棄物に混じった破碎可能な金属くず
 - 2) 必要な性状
 - ① 燃料となる可燃物であること。
 - ② 破碎処理、固形燃料化処理及び熔融処理の何れかの処理が可能なこと。

処分料金の設定について

1. 処分料金の設定は、当該廃棄物を確認の上、弊社の見積りにて行います。
2. 処分料金の見積りは、次の処分料金の設定基準に従って行います。
3. 処分料金の設定基準
 - 1) 塩素系プラスチック、あるいはそれに類するもの(合成ゴム類含む)が含まれているか否か。
 - 2) 塩素系プラスチック、あるいはそれに類するものが含まれている場合は、その割合。
 - 3) 選別可能なプラスチック再生原料(有価値品)が含まれているか否か。
 - 4) 選別可能なプラスチック再生原料(有価値品)が含まれている場合は、その割合。
 - 5) 破碎処理、固形燃料化処理及び熔融処理の難易度及び処理工程中の取扱いの難易度。
 - 6) 選別、分別作業の手間の程度、その割合。

処分料金の基本体系

《平成30年8月1日現在》

産業廃棄物の種類	料金設定基準	料 金
プラスチックA	① 塩素系プラスチック、あるいはそれに類するもの(合成ゴム類含む)が含まれていないもの。 ② 選別可能なプラスチック再生原料(有価値品)が含まれている割合が大きくなれば、料金が低下する。 ③ 処理工程の作業性で料金変動。	22～30円/Kg
プラスチックB	① 塩素系プラスチック、あるいはそれに類するもの(合成ゴム類含む)が少量含まれるもの。 ② 再生原料(有価値品)含まれていないもの。 ③ 処理工程の作業性で料金変動。	24～45円/Kg
プラスチックC	① 塩素系プラスチック、あるいはそれに類するもの(合成ゴム類含む)が含まれているもの。 ② 塩素系プラスチック、あるいはそれに類するもの(合成ゴム類含む)が含まれている割合が大きくなれば、料金が高騰する。 ③ 処理工程の作業性で料金変動。	40～60円/Kg
木くず	① プラスチックAに準ずる。	22～30円/Kg
繊維くず	① プラスチックAに準ずる。	22～30円/Kg

* 注意: m³単位での処理費用設定の場合もあります。